様式ＩＤ	NTA0H0B646010130

前期繰越分に係る当期税額控除可能額及び調整前法人税額超過構成額に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

別表六(六)付表　令八・四・一以後終了事業年度分

適用を受ける各特別控除制度	事業年度							当期税額控除可能額 1 (円)		調整前法人税額超過構成額 2 (円)	
			元号	年	月	日					
中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除	自	N01					①	G01		G40	
	至	N02									
	自	N03					②	G02		G41	
	至	N04									
	自	N05					③	G03		G42	
	至	N06									
	計						④	G04	別表六(十)「25」	G43	
中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	自	N07					⑤	G05		G44	
	至	N08									
	自	N09					⑥	G06		G45	
	至	N10									
	計						⑦	G07	別表六(十五)「19」	G46	
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	自	N11					⑧	G08		G47	
	至	N12									
	自	N13					⑨	G09		G48	
	至	N14									
	自	N15					⑩	G10		G49	
	至	N16									
	自	N17					⑪	G11		G50	
	至	N18									
	計						⑫	G12	別表六(十六)「21」	G51	
中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	自	N19					⑬	G13		G52	
	至	N20									
	自	N21					⑭	G14		G53	
	至	N22									
	計						⑮	G15	別表六(二十三)「23」	G54	
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	自	N23					⑯	G16		G55	
	至	N24									
	自	N25					⑰	G17		G56	
	至	N26									
	自	N27					⑱	G18		G57	
	至	N28									
	自	N29					⑲	G19		G58	
	至	N30									
	自	N31					⑳	G20		G59	
	至	N32									
	計						㉑	G21	別表六(二十四)「48」	G60	
産業競争力基盤強化商品生産用資産のうち半導体生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除	自	N33					㉒	G22		G61	
	至	N34									
	自	N35					㉓	G23		G62	
	至	N36									
	自	N37					㉔	G24		G63	
	至	N38									
	計						㉕	G25	別表六(二十六)「21」	G64	
産業競争力基盤強化商品生産用資産のうち特定商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除	自	N39					㉖	G26		G65	
	至	N40									
	自	N41					㉗	G27		G66	
	至	N42									
	自	N43					㉘	G28		G67	
	至	N44									
	自	N45					㉙	G29		G68	
	至	N46									
	計						㉚	G30	別表六(二十六)「31」	G69	
特定生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	自	N47					㉛	G31		G70	
	至	N48									
	自	N49					㉜	G32		G71	
	至	N50									
	自	N51					㉝	G33		G72	
	至	N52									
	計						㉞	G34	別表六(二十七)「22」	G73	
特定復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	自	N53					㉟	G35		G74	
	至	N54									
	自	N55					㊱	G36		G75	
	至	N56									
	自	N57					㊲	G37		G76	
	至	N58									
	自	N59					㊳	G38		G77	
	至	N60									
	計						㊴	G39	別表六(二十八)「25」	G78	